

## 栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表実施要領

### (目的)

第1 この要領は、森林所有者、事業発注者等が林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有する林業経営者を育成することを目的とする。

### (林業経営者の定義)

第2 この要領の登録・公表の対象となる林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営などの組織形態は問わないものとする。

### (意欲と能力のある林業経営者等の登録)

第3 知事は、県内に事業の拠点を有し、造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営者のうち、以下に掲げる意欲と能力のある林業経営者、又は意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る経営体(以下、「育成経営体」という。)として登録を受けようとする林業経営者を公募する。

#### (1) 意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法(平成30年法律第35号。以下、「法」という。)第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者

#### (2) 育成経営体

林業経営体の育成について(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3(2)に基づき選定し、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体。

2 前項による公募は年に1回以上行うものとし、公募の期間は知事が別に定めるものとする。

### (登録申請)

第4 第3の登録を受けようとする者(以下、「登録申請者」という。)は、様式1-1又は様式1-2及び次の各号を記載した様式2、様式3による申請書を知事に提出するものとする。

(1) 基本情報(主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)

(2) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

(3) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

(4) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

(5) 主伐後の再造林の確保に関する情報

(6) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報

(7) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

(8) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報

- (9) コンプライアンスの確保に関する情報
- (10) 常勤役員の設置に関する情報
- (11) 地域への貢献、表彰実績に関する情報
- (12) 経理状況に関する情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書（法人の場合）
- (2) 住民票（個人の場合）
- (3) 納税証明書
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (5) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (6) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (7) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
- (8) 直近3カ年の青色申告決算書等の写し（個人の場合）
- (9) 実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (10) 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合は、その写し
- (11) 別紙1「栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録基準」(以下、「登録基準」とする。)  
1 (2)～(7)に定める事項の取組状況が分かる書類

3 第4第2項第1号から第6号に掲げる書類については、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）である場合は、当該認定時に提出した書類の写しに代えることができるものとする。

4 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求められることができるものとする。

#### （市町村の推薦）

第5 知事は、意欲と能力のある林業経営者の登録申請があったときは、当該申請者が法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けたいことを希望する関係市町村長に、様式4により提示するものとする。

2 市町村長は、知事から提示のあった登録申請者のうち、必要に応じ意欲と能力のある林業経営者として登録するにふさわしい者を様式5により知事に推薦することができるものとする。

3 前項に係る推薦書は、所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長に正本1部及びその写し1部を知事が別に定める期間内に提出するものとする。

4 環境森林事務所長及び森林管理事務所長は、前項による推薦書の提出があったときは、正本1部を環境森林部長宛て提出するものとする。

#### （登録の実施）

第6 知事は、第4による登録申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、様式6の林業経営者名簿に登録するものとする。

2 意欲と能力のある林業経営者への登録申請者のうち、意欲と能力のある林業経営者の登録基準に

適合しないが、育成経営体の登録基準に適合すると認められるときは、育成経営体として登録するものとする。

3 知事は、前2項の規定による登録をしたときは、その旨を様式7により登録申請者に通知するものとする。

4 知事は、意欲と能力のある林業経営者を登録したときは、その旨を様式8により関係市町村長に通知するものとする。

#### (登録の有効期限)

第7 第6第1項の登録の有効期限は5年とする。

2 林業経営者名簿に登録される林業経営者(以下、「登録経営者」という。)が、第4第2項第1号から6号に掲げる書類の提出を第4第3項の規定により提出した認定事業主である場合は、前項の規定にかかわらずその登録の終期を当該認定事業主に係る「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」の終期とする。

3 登録経営者は、登録の更新を受けることができるものとする。更新は第4から第6の手続きによる。

4 登録の更新は登録の有効期限終了日の2ヶ月前までに申請するものとする。

#### (登録の変更)

第8 登録経営者は、登録事項に変更があった場合、次のとおりとする。

(1) 第4第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、様式9に第4第2項に規定する書類のうち登録事項の変更に係るものを添付し、知事に届け出るものとする。

(2) 第4第1項第2号から第12号に掲げる事項に変更があったときは、様式9により知事に登録の変更申請を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認めるときは、その申請があった事項を林業経営者名簿に登録するとともに、様式10により登録申請者に通知するものとする。

3 知事は、意欲と能力のある林業経営者を変更登録したときは、その旨を様式11により関係市町村長に通知するものとする。

#### (林業経営者名簿の公表)

第9 知事は、第6に基づく林業経営者名簿への登録を行った場合、または第8に基づく登録の変更により様式6の記載内容の変更を行った場合は、当該登録または変更をした林業経営者名簿を県のホームページにおいて公表するものとする。

#### (実施状況報告)

第10 登録経営者は、それぞれの会計年度決算終了後、3ヶ月以内に当該会計年度の実施状況について、様式12により知事に報告するものとする。

(登録の取消)

第 11 知事は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
- (2) 登録経営者から登録取消の申出があったとき
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認されたとき
- (4) 第 10 の規定に基づく状況報告により、登録経営者が登録基準に適合しなくなったと認められるとき
- (5) その他経営管理実施権の行使等にあたり不正の行為をし、又は第 1 に掲げる目的に反する行為を行うなど、登録の取消に相当すると知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、その旨を様式 14 により登録経営者に、通知するとともに、県のホームページにおいて登録を取り消した旨の公表を行うものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により意欲と能力のある林業経営者の登録の取消を行った場合は、様式 15 により関係市町村長に通知するものとする。

4 第 2 項の登録経営者への通知については、取消理由が第 1 項第 1 号に該当するときはこの限りでない。

(書類の提出)

第 12 第 4 第 1 項及び第 8 第 1 項並びに第 10 に規定する書類は、登録申請者の栃木県内における主たる事業所の所在地を所管する環境森林事務所長及び森林管理事務所長に正本 1 部及びその写し 1 部を知事が別に定める期間内に提出するものとする。

2 環境森林事務所長及び森林管理事務所長は、前項の規定に基づく書類の提出があったときは、正本 1 部を環境森林部長宛て提出するものとする。

(その他)

第 13 この要領の実施にあたり、記載のない事項については予め林業木材産業課長と協議すること。

附 則

「栃木県林業経営体選定要領」(平成 31(2019)年 3 月 1 日付け林木産第 744 号)は廃止する。

ただし、「栃木県林業経営体選定要領」により育成経営体として選定された者は、その選定の有効期限までの間に限り、本要領第 6 第 2 項の規定による育成経営体として登録するものとする。

附 則

この要領は、令和元(2019)年 10 月 7 日から適用する。

栃木県意欲と能力のある林業経営者等の登録基準

1 効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有すると認められること。

項目	取組事項	登録基準		適用		説明
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	素材生産	造林保育	
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p>	生産量増加の目標又は生産性向上の目標を有する。	同左			<p>【一定の割合、水準】</p> <p>生産量について現状から5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上増加させる目標を有していること。ただし、現状で5,000 m<sup>3</sup>/年(森林組合に限る)又は2,000 m<sup>3</sup>/年(森林組合以外の林業経営体)に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。</p> <p>生産性について、現状から5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上向上させる目標を有していること。</p> <p>ただし、現状で主伐11 m<sup>3</sup>/人日又は間伐8 m<sup>3</sup>/人日に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。</p>
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>イ 製材工場等の需要者との直接的取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>	基準項目のいずれかに取り組んでいること、又は1年以内に取り組むこと。	基準項目のいずれかに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。			

項目	取組事項	登録基準		適用		説明
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	素材生産	造林保育	
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	ア 伐採・造林の一貫作業システムの導入 イ コンテナ苗の使用 ウ 低密度植栽 エ 下刈の省略 オ その他省力化・低コスト化の取組（獣害対策の取組等）	基準項目のいずれかに取り組んでいること、又は1年以内に取り組むこと。	基準項目のいずれかに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。			
(4) 主伐後の造林の確保	ア 主伐及び主伐後の造林を一体的 <sup>1</sup> に実施する体制を有すること。  イ 主伐後に適切な更新 <sup>2</sup> を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	基準項目の両方に取り組んでいること、又は1年以内に取り組むこと。	基準項目のいずれかに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。			1 主伐と造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する林業経営者との連携協定を締結している等により一体的に実施できる体制があることとする。 2 市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐をおこなう場合は造林を基本とする。 ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については、植栽により造林を行う必要がある。
(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	ア 素材生産又は造林・保育に関して事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員に一定の現場従事実績等があること。  イ 現場作業職員及び職員のキャリアアップ・形成に取り組んでいること。	ア 実績3年以上  イ 以下の者を雇用していること、又はその育成に努めること。 (ア) 森林総合監理士 (イ) 森林施業プランナー (ウ) 路網作設オペレーター (エ) フォルストリダ-又はフォルストマネージャー	ア 実績1年以上  イ 以下の者を雇用していること、又はその育成に努めること。 (ア) 森林総合監理士 (イ) 森林施業プランナー (ウ) 路網作設オペレーター (エ) フォルストリダ-又はフォルストマネージャー			「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。また、「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。

項目	取組事項	登録基準		適用		説明
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	素材生産	造林保育	
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	行動規範の策定等を行い、これを遵守していること、又は1年以内に策定を行い、これを遵守していること。	行動規範の策定等を行い、これを遵守していること、又は今後行う意向を明らかにしていること。			<p>「行動規範の策定等」には、林業経営者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、法令や規制を確認し、遵守することや伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。</p> <p>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく基本計画<sup>3</sup>に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。(雇用管理及び労働安全対策に掲げる項目についてそれぞれのいずれかに取り組んでいること。)</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。<sup>4</sup></p> <p>ウ 労働災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く。)</p> <p>(ア) 健康保険法第48条の規定による届出</p> <p>(イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出</p> <p>(ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出</p> <p>オ 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部への加入</p>	基準項目の全てに取り組んでいること、又は1年以内に取り組むこと。	基準項目の全てに取り組んでいること、又は今後取り組む意向を明らかにしていること。			<p>3「とちぎ森林創生ビジョン」を指す。</p> <p>(労働環境の改善その他の雇用管理の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組について例示すれば以下のとおり。)</p> <p>【雇用管理】</p> <p>雇用管理者の選任、雇用通知書の交付、現場作業職員の常勤化・月給化、効果的な求人募集活動等の募集・採用の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、定年の引上げや継続雇用制度導入等の高年齢労働者の活躍の促進、退職金共済への加入等の福利厚生の実施</p> <p>【労働安全対策】</p> <p>リスクアセスメントの実施、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策)</p> <p>4「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。</p>

項目	取組事項	登録基準		適用		説明
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	素材生産	造林保育	
(8) コンプライアンスの確保	<p>ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>5</sup>や一般役員等<sup>6</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者</p> <p>ウ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>エ 策定した行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>オ 実施要領の第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された日から2年間を経過しない者</p> <p>カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、又は同各号に掲げる者でなくなった日から5年間を経過していない者</p> <p>キ 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載があること。</p> <p>ク その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>7</sup></p>	全てに該当しないこと。	同左			<p>5「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>6「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>7 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。</p>
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から3年を経過した日以降、最初の総会等の時までには、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	満たすこと。	-			



2 経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められること。

項目	意欲と能力のある林業経営者	育成経営体	適用		説明
			素材生産	造林保育	
(1) 経理状況	<p>ア 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である<sup>8</sup>こと。</p> <p>イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できること。</p>	基準項目の両方を満たしていること	-		<p>8</p> <p>【法人の場合】</p> <p>直近の事業年度の自己資本比率0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <p>【個人の場合】</p> <p>直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと。</p> <p>これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>

3 添付書類の提出に関すること

実施要領第4第2項第1号から11号の添付書類が提出され、内容が適切であること。

意欲と能力のある林業経営者登録申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所：  
商号又は名称：  
代表者 氏名：  
電 話 番 号：  
(認定事業主の有無： 有 ・ 無)  
該当する方に をつけること

下記区域において森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に規定する経営管理実施権配分計画が定められる場合には経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

(市町名を記載)

希望する区域が住所から遠隔地である場合、適切な経営管理ができる根拠を任意様式により提出してください。

2 添付資料

- ( 1 ) 様式 2 「経営管理に関する情報」
- ( 2 ) 様式 3 「経理状況に関する情報」
- ( 3 ) 実施要領第 4 の第 2 項に定める書類

育成経営体登録申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

( 認定事業主の有無 : 有 ・ 無 )

該当する方に をつけること

育成経営体への登録を希望しますので関係書類を添えて申請します。  
また、関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付資料

- ( 1 ) 様式 2 「経営管理に関する情報」
- ( 2 ) 実施要領第 4 の第 2 項に定める書類

## 経営管理に関する情報

### 1 基本情報

商号又は名称		代表者名等	職名	
			氏名	
主たる事業所の所在地	郵便番号		電話番号	
	住所		FAX番号	
				e-mail

### 2 生産量の増加又は生産性の向上

#### (1) 事業期間

直近の事業年度	年	月	日	~	年	月	日
目標とする事業年度	年	月	日	~	年	月	日

#### (2) 事業実績及び目標

事業区分		内訳	直近3事業年度の実績			目標事業年度 年	目標 項目			
			年	年	年					
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営				0	/		
			請負							
			合計	0	0	0				
	主伐	生産量 (m3)	直営				0	/		
			請負							
			合計	0	0	0				
	主伐	生産性 (m3/人日)	直営							
			間伐	面積 (ha)	直営				0	/
			請負							
合計	0	0	0							
間伐	生産量 (m3)	直営				0	/			
		請負								
		合計	0	0	0					
間伐	生産性 (m3/人日)	直営								
		造林・保育	面積 (ha)	直営				0	/	
				請負						
合計	0			0	0					
下刈	面積 (ha)	直営				0	/			
		請負								
		合計	0	0	0					
その他	面積 (ha)	直営				0	/			
		請負								
		合計	0	0	0					

申請日の前年から直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度(3年後又は5年後)の見込を記載

「目標事業年度」欄の数値のうち、目標として設定するものについて「目標項目」欄に をつける。

素材生産量は丸太材積とすること。

生産性には直営により実施したものを記載すること。

造林作業のうち、その他には除伐・枝打ち等の保育の作業について記載すること。

(3)他者への事業の請負の有無( 他者への請負による事業実績がある場合)

素材生産の主な 請負事業者名		造林・保育の主な 請負事業者名	
-------------------	--	--------------------	--

(4)林業機械の保有状況( 1年を超える契約のリース機械は含み、レンタル機械は含まない。)

現状	グラップル	台	スイングヤーダ	台	スキッダ	台	グラップル付 トラック	台
	ハーベスタ	台	ターヤード	台	フォワード	台		台
	プロセッサ	台	フレバトンチャ	台		台		台
目標 事業 年度 (見込)	グラップル	台	スイングヤーダ	台	スキッダ	台	グラップル付 トラック	台
	ハーベスタ	台	ターヤード	台	フォワード	台		台
	プロセッサ	台	フレバトンチャ	台		台		台

以下の3～8の項目の該当箇所にチェック☑点を入れ、具体的内容を記載する

3 生産管理又は流通合理化等

(1)適切な生産管理

取り組んでいる      1年以内に  
取り組む      今後  
取り組む

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し (      年後)
- ・ 作業システムの改善 (      年後)
- ・ その他 (      ) (      年後)

(2)原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引 (      年後)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (      年後)
- ・ 森林所有者や工務店との連携 (      年後)
- ・ その他 (      ) (      年後)

(1)及び(2)の該当するもの(☑したもの)について具体的内容を記載

4 造林・保育の省力化・低コスト化

取り組んでいる      1年以内に  
取り組む      今後  
取り組む

- ・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入 (      年後)
- ・ コンテナ苗の使用 (      年後)
- ・ 低密度植栽 (      年後)
- ・ 下刈の省略 (      年後)

- ・ その他獣害対策などの取組 ( 年後)

上記のうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

- |                          |     |           |        |       |
|--------------------------|-----|-----------|--------|-------|
| 5 主伐後の再造林の確保             | 有する | 1年以内に整備する | 今後整備する |       |
| ・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 |     |           |        | ( 年後) |
| ・ 主伐後の適切な更新を実施する体制       |     |           |        | ( 年後) |

上記のうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

6 生産や造林・保育の実施体制の確保

- |                     |      |      |      |      |       |
|---------------------|------|------|------|------|-------|
| (1)事業実績等            | 3年以上 | 1年以上 | 1年未満 | 実績なし |       |
| ・ 素材生産の事業実績         |      |      |      |      | ( 年後) |
| ・ 造林・保育の事業実績        |      |      |      |      | ( 年後) |
| ・ 所属する現場作業職員の現場従事実績 |      |      |      |      | ( 年後) |

- |                          |  |  |      |           |       |
|--------------------------|--|--|------|-----------|-------|
| (2)現場作業職員、職員のキャリアアップ・形成  |  |  | 雇用有り | 今後育成に取り組む |       |
| ・ 森林総合監理士(フォレスター)        |  |  |      |           | ( 年後) |
| ・ 森林施業プランナー              |  |  |      |           | ( 年後) |
| ・ 路網作設オペレーター             |  |  |      |           | ( 年後) |
| ・ フォレストリーダー又はフォレストマネージャー |  |  |      |           | ( 年後) |

- |                                     |        |         |            |        |       |
|-------------------------------------|--------|---------|------------|--------|-------|
| 7 伐採・造林に関する行動規範の策定等                 |        |         | 1年以内に策定し遵守 | 今後策定する |       |
| ・ 独自の行動規範の策定                        | 策定し遵守  |         |            |        | ( 年後) |
| ・ 所属する団体や都道府県等による行動規範の遵守<br>(策定者名 ) | 遵守している | 1年以内に遵守 |            | 今後遵守する | ( 年後) |

8 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1)雇用の状況

職員数		社会・労働保険等への加入状況					
現場作業職員 (うち常用)	事務系等職員 (うち常用)	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	その他	退職金共 済等
人 ( )人	人 ( )人	人	人	人	人	人	人

職員のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(2)技術者・技能者数

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施業 プランナー	路網作設 オペレー ター	技術士	技能士	林業技 士	森林総 合監理 士	その他 ( )
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3)林業労働力の確保に関する法律第4条に基づく基本計画に定められた労働環境の改善その他雇用管理促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組

ア 雇用管理の改善

	取り組ん でいる	1年以内に 取り組む	今後 取り組む	該当無し
・雇用管理者の選任 (常時5人以上雇用している場合)			( 年後)	
・雇用通知書の交付			( 年後)	
・現場作業職員の常用化			( 年後)	
・月給制の導入			( 年後)	
・効果的な求人募集活動に対する取組			( 年後)	
・計画的な研修の実施等教育訓練の充実			( 年後)	
・定年の引上げや継続雇用制度の導入			( 年後)	
・退職金共済への加入			( 年後)	
・その他 ( )			( 年後)	

上記アのうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

イ 労働安全対策

取り組んでいる      1年以内に  
取り組む      今後  
取り組む

- ・リスクアセスメントの実施 ( 年後)
- ・防護具等の着用の徹底 ( 年後)
- ・作業現場の安全巡回 ( 年後)
- ・労働安全コンサルタント等専門家による安全  
診断・指導等の労働安全対策 ( 年後)

上記イのうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

取り組んでいる      1年以内に  
取り組む      今後  
取り組む

- (4)現場作業職員等に対する安全衛生教育の実施 ( 年後)
- (5)労働者災害補償保険への加入 ( 年後)  
(一人親方等の特別加入を含む)
- (6)健康保険法第48条及び厚生年金保険法27条並び  
雇用保険法第7条の規定による届出 ( 年後)  
(届出の義務がない場合を除く)
- (7)林業・木材製造業労働災害防止協会への加入 ( 年後)
- (8)労働災害発生状況

区分	直近の前々年 ( 年 )	直近の前年 ( 年 )	直近 ( 年 )
死傷災害	人	人	人
うち死亡災害	人	人	人

9 コンプライアンスの確保

はい      いいえ

- ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、  
又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない  
者がいる。
- ・業務に関連して法令に違反し、再発防止に向けた取組がなされていない。
- ・国、都道府県又は市町村から入札資格の指名停止を受けていない。



はい            いいえ

- ・ 策定又は遵守するとして行動規範等に違反していない。
- ・ 過去に意欲と能力のある林業経営者等の登録の取り消しを受けていない、又は実施要領の第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された者である場合、取り消された日から2年を経過している。
- ・ 暴力団員ではない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過している。
- ・ 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載がない
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。

10 常勤役員の設置( 法人のみ)

はい            いいえ

- ・ 常勤役員を設置している
- ・ 設置していない場合、森林経営管理法施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後、最初に招集される総会時まで設置する

11 地域への貢献、表彰実績について

過去5年間における地域への貢献(緑化活動、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績について記載できる。

様式3【意欲と能力のある林業経営者への登録を希望する者は記載】

## 経理状況に関する情報

### 1 貸借対照表の要旨

区 分		直近の前々事業年度 ( 年 )	直近の前の事業年度 ( 年 )	直近の事業年度 ( 年 )
資 産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負 債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純 資 産	資本金（出資金）			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

### 2 損益計算書の要旨

区 分	直近の前々事業年度 ( 年 )	直近の前の事業年度 ( 年 )	直近の事業年度 ( 年 )
売上高（事業総収益）			
売上原価（事業総費用）			
売上総利益（事業総利益）			
販売費及び一般管理費 （事業管理費）			
営業利益(事業利益)			
営業外利益（事業外利益）			
営業外費用（事業外利益）			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度 ( 年 )	直近の前の事業年度 ( 年 )	直近の事業年度 ( 年 )
自己資本比率 ( % )			
経常利益 ( )			
減価償却費 ( )			
経常利益金額等 ( + )			

直近3年分の貸付対照表及び損益計算書等を提出することにより、上記1～3について省略することができる。

4 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理方法について記載する

5 その他 ( 経理状況で特筆すべきことがあれば記載する。 )

様式 4

号  
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事

印

意欲と能力のある林業経営者の推薦について（照会）

森林経営管理法第 36 条第 1 項に基づき経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者について、別添のとおり取りまとめました。市町村は、森林経営管理法施行規則第 32 条第 1 項の規定に基づき、申請した民間事業者の中から意欲と能力のある林業経営者へ登録することにふさわしい者を推薦することができます。

つきましては、情報提供した民間事業者のうち、特定の民間事業者を意欲と能力のある林業経営者へ登録するにふさわしい者として推薦する場合は、 月 日までに意欲と能力のある林業経営者等の登録・公表実施要領第 5 第 2 項の規定に基づき推薦書の提出をお願いします。

記

1 添付資料

( 1 ) 申請者一覧

( 2 ) 様式 1 - 1 「意欲と能力のある林業経営者登録申請書」の写し

様式 5

第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

市長村長 印

意欲と能力のある林業経営者市町村推薦書

森林経営管理法施行規則第 32 条第 1 項の規定に基づき、栃木県が公表する民間事業者として、以下の者を推薦します。

記

- 1 商号又は名称
- 2 事業者の所在地
- 3 推薦の理由

--

複数推薦の場合は、事業体毎に記載してください。

様式 6 - 1

### 林業経営者名簿

登録区分 【意欲と能力のある林業経営者】

登録番号	商号又は名称	代表者名等	住所	登録年月日 (変更年月日)	登録期間	事業希望区域 (市町名)	備考

森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者

様式 6 - 2

林業経営者名簿

登録区分 【育成経営体】

登録番号	商号又は名称	代表者名等	住所	登録年月日 (変更年月日)	登録期間	備考

林業経営体の育成について(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3(2)に基づく「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体

様式 7

第 号  
年 月 日

様

栃木県知事 印

林業経営者名簿への登録について（通知）

年 月 日付けで登録申請ありました林業経営者名簿への登録については、下記のとおり登録しましたので（下記のとおり登録されませんでしたので）通知します。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号（登録されない場合 2 非登録の理由）
- 3 登録の有効期限： 年 月 日から 年 月 日まで



様式 8 【意欲と能力のある林業経営者のみ】

第 号  
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事 印

意欲と能力ある林業経営者への登録について（通知）

年 月 日で から登録申請のありました意欲と能力のある林業経営者への登録について、別添写しのとおり栃木県林業経営者の登録・公表要領第 6 第 1 項の規定により登録しましたので通知します。

記

1 添付資料

- ( 1 ) 様式 1 - 1 「意欲と能力のある林業経営者登録申請書」の写し
- ( 2 ) 様式 6 「林業経営者名簿」
- ( 3 ) 様式 7 「林業経営者名簿への登録について（通知）」の写し

様式 9

第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

### 林業経営者名簿の変更届出書

年 月 日で登録された林業経営者名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

#### 記

1 登録区分

2 登録番号

3 変更事項の内容

3 変更の理由

4 添付資料

( 1 ) 変更後の内容を記載した様式 2 「経営管理に関する情報」

( 2 ) 変更後の内容を記載した様式 3 「経理状況に関する情報」

( 3 ) 実施要領第 4 の第 2 項に定める書類

基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)のみ変更の場合は様式 2 及び様式 3 は不要

第 号  
年 月 日

様

栃木県知事 印

林業経営者名簿の変更登録について(通知)

年 月 日付けで から届出のありました林業経営体名簿の変更については、  
下記のとおり変更登録したので通知します。

記

1 添付資料

- ( 1 ) 様式 9 「林業経営者名簿の変更届出書」の写し
- ( 2 ) 様式 6 「林業経営者名簿」( 変更後 )

様式 11【意欲と能力のある林業経営者のみ】

第 号  
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事 印

林業経営者名簿「意欲と能力のある林業経営者」の変更登録について（通知）

年 月 日付けで から届出のありました林業経営者名簿の変更について、  
別添の写しのとおり変更登録しましたので通知します。

記

1 添付資料

- ( 1 ) 様式 9 「林業経営者名簿の変更届出書」の写し
- ( 2 ) 様式 6 「林業経営者名簿」( 変更後 )

様式 12

第 号  
年 月 日

栃木県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

登 録 番 号 :

林業経営者名簿「意欲と能力のある林業経営者」(「育成経営体」) 状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、別添のとおり年度報告を提出します。

記

1 添付様式

( 1 ) 様式 16 「状況報告書」

栃木県知事 様

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

林業経営者名簿の登録取消の申出書

年 月 日付けで登録された林業経営者名簿について、下記理由により登録を取り消したいので、申し出ます。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号
- 3 登録取消の理由

第 号  
年 月 日

様

栃木県知事 印

林業経営者名簿の取消通知書

年 月 日付けで登録した林業経営者名簿について、下記により登録の取消を行いましたので通知します。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号
- 3 取消理由

様式 15【意欲と能力のある林業経営者のみ】

第 号  
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事 印

林業経営者名簿（意欲と能力のある林業経営者）の登録取消について（通知）

このことについて、別添写しのとおり栃木県林業経営者の登録・公表要領第 11 第 1 項の規定により取消を行いましたので通知します。

記

1 添付書類

（ 1 ）様式 13「林業経営者名簿の登録取消の申出書」の写し

登録・公表要領第 11 第 1 項第 2 号の規定に基づく申出のあった場合のみ添付



## 状況報告書

### 1 基本情報

登録番号			登録年月日		
商号又は名称			代表者名等	職名	
				氏名	
主たる事業所の所在地	郵便番号		電話番号		
	住所		FAX番号		
				e-mail	

### 2 生産量の増加又は生産性の向上

#### (1) 事業期間

報告する事業年度(実績)	年	月	日	~	年	月	日
目標とする事業年度	年	月	日	~	年	月	日

#### (2) 事業実績及び目標

事業区分	内訳	目標年度までの実績					目標事業年度	目標項目	
		年	年	年	年	年	年		
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営						/
			請負						
			合計						
		生産量 (m3)	直営						/
			請負						
			合計						
		生産性 (m3/人日)	直営						/
	間伐	面積 (ha)	直営						/
			請負						
合計									
		生産量 (m3)	直営						/
			請負						
			合計						
	生産性 (m3/人日)	直営						/	
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営						/
			請負						
			合計						
	下刈	面積 (ha)	直営						/
			請負						
			合計						
	その他	面積 (ha)	直営						/
			請負						
			合計						

申請日の年から目標年度までの実績及び目標とする事業年度(3年後又は5年後)の見込を記載

「目標事業年度」欄の数値のうち、目標として設定するものについて「目標項目」欄に をつける。

素材生産量は丸太材積とすること。

生産性には直営により実施したものを記載すること。

造林作業のうち、その他には除伐・枝打ち等の保育の作業について記載すること。

(3)他者への事業の請負の有無( 他者への請負による事業実績がある場合)

素材生産の主な 請負事業者名		造林・保育の主な 請負事業者名	
-------------------	--	--------------------	--

(4)林業機械の保有状況( 1年を超える契約のリース機械は含み、レンタル機械は含まない。)

現状	グラップル	台	スイングヤーダ	台	スキッター	台	クワッドトラック	台
	ハーベスタ	台	タワヤーダ	台	フォワーダ	台		台
	プロセッサ	台	フレバハンチャ	台		台		台

以下の3～8の項目の該当箇所にチェック☑点を入れ、具体的内容を記載する

3 生産管理又は流通合理化等

(1)適切な生産管理

実施済 未実施

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他 ( )

(2)原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
- ・ 森林所有者や工務店との連携
- ・ その他 ( )

(1)及び(2)の該当するもの(☑したもの)について具体的内容を記載

--

4 造林・保育の省力化・低コスト化

実施済 未実施

- ・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈の省略
- ・ その他獣害対策などの取組

上記のうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

5 主伐後の再造林の確保

有している 今後整備する

- ・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制
- ・ 主伐後の適切な更新を実施する体制

上記のうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

6 生産や造林・保育の実施体制の確保

(1)事業実績等

3年以上 1年以上 1年未満 実績なし

- ・ 素材生産の事業実績
- ・ 造林・保育の事業実績
- ・ 所属する現場作業職員の現場従事実績

(2)現場作業職員、職員のキャリアアップ・形成

雇用有り 今後育成に取り組む

- ・ 森林総合監理士(フォレスター)
- ・ 森林施業プランナー
- ・ 路網作設オペレーター
- ・ フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

7 伐採・造林に関する行動規範の策定等

策定し遵守 今後策定する

- ・ 独自の行動規範の策定

遵守している 今後遵守する

- ・ 所属する団体や都道府県等による行動規範の遵守  
(策定者名 )

8 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1)雇用の状況

職員数		社会・労働保険等への加入状況					
現場作業職員 (うち常用)	事務系等職員 (うち常用)	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	その他	退職金共 済等
人 ( )人	人 ( )人	人	人	人	人	人	人

職員のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(2)技術者・技能者数

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施業 プランナー	路網作設 オペレー ター	技術士	技能士	林業技 士	森林総 合監理 士	その他 ( )
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3)林業労働力の確保に関する法律第4条に基づく基本計画に定められた労働環境の改善その他雇用管理促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組

ア 雇用管理の改善

実施済      未実施      該当無し

- ・ 雇用管理者の選任  
(常時5人以上雇用している場合)
- ・ 雇用通知書の交付
- ・ 現場作業職員の常用化
- ・ 月給制の導入
- ・ 効果的な求人募集活動に対する取組
- ・ 計画的な研修の実施等教育訓練の充実
- ・ 定年の引上げや継続雇用制度の導入
- ・ 退職金共済への加入
- ・ その他 ( )

上記アのうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

イ 労働安全対策

実施済 未実施

- ・ リスクアセスメントの実施
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策

上記イのうち該当するもの(☑したもの)について、具体的内容を記載

--

実施済 未実施

(4)現場作業職員等に対する安全衛生教育の実施

(5)労働者災害補償保険への加入  
(一人親方等の特別加入を含む)

(6)健康保険法第48条及び厚生年金保険法27条並びに  
雇用保険法第7条の規定による届出  
(届出の義務がない場合を除く)

(7)林業・木材製造業労働災害防止協会への加入

(8)労働災害発生状況

区分	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)
死傷災害	人	人	人	人	人
うち死亡災害	人	人	人	人	人

申請日の翌年から5年間を記載

9 コンプライアンスの確保

はい いいえ

- ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者がいる。
- ・ 業務に関連して法令に違反し、再発防止に向けた取組がなされていない。

- ・ 国、都道府県又は市町村から入札資格の指名停止を受けていない。
- ・ 策定又は遵守するとした行動規範等に違反していない。

はい            いいえ

- ・ 過去に意欲と能力のある林業経営者等の登録の取り消しを受けていない、又は実施要領の第11第1項第3号及び第5号により登録を取り消された者である場合、取り消された日から2年を経過している。
- ・ 暴力団員ではない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過している。
- ・ 登録申請書又は添付書類に虚偽の記載がない。
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。

10 常勤役員の設置( 法人のみ)

実施済            未実施

- ・ 常勤役員を設置している

11 地域への貢献、表彰実績について

登録申請後の地域への貢献(緑化活動、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績について記載できる。

12 経理状況

(1)貸借対照表の要旨(登録申請後5年間記載)

区 分		1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)
資 産	流動資産					
	固定資産					
	繰延資産					
資産合計						
負 債	流動負債					
	固定負債					
	負債合計					
純 資 産	資本金(出資金)					
	資本剰余金					
	資本準備金					
	その他資本剰余金					
	利益剰余金					
	利益準備金					
	その他利益剰余金					
	自己株式					
	評価・換算差額等					
	純資産合計					
負債及び純資産合計						

(2)損益計算書の要旨(登録申請後5年間記載)

区 分	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)
売上高(事業総収益)					
売上原価(事業総費用)					
売上総利益(事業総利益)					
販売費及び一般管理費 (事業管理費)					
営業利益(事業利益)					
営業外利益(事業外利益)					
営業外費用(事業外利益)					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
税引後当期利益					

(3)自己資本比率及び経常利益金額等

区分	1年次 ( 年 )	2年次 ( 年 )	3年次 ( 年 )	4年次 ( 年 )	5年次 ( 年 )
自己資本比率(%)					
経常利益( )					
減価償却費( )					
経常利益金額等( + )					

当該年度の貸付対照表及び損益計算書等を提出することにより、上記1～3について省略することができる。